

2017年度
安 全 報 告 書

本報告書は、航空法第111条の6、並びにこれに基づく航空法施行規則第221条の5及び第221条の6に基づいて作成しました。

(1) 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針 (規則第221条の6号第1号)

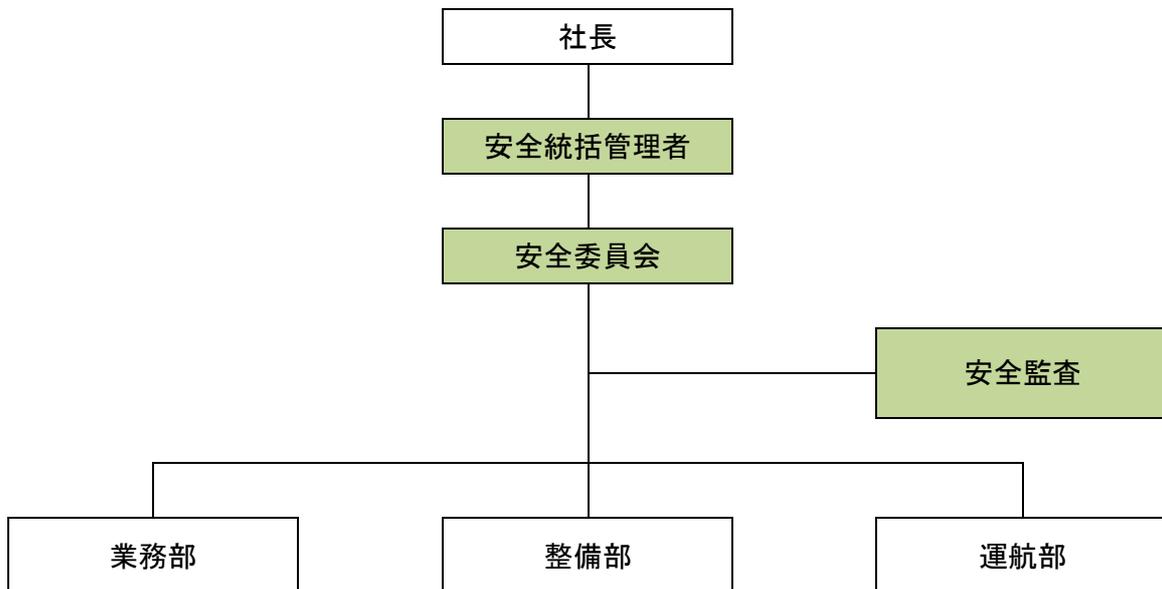
静岡エアコミュータ株式会社の任務及び使命は、お客様に信頼される航空会社として地域に貢献し共に発展することであります。

そのため多様化する航空業界で「安全、確実、迅速」の三原則を基本方針に、社員全員が自己の職責とプロ意識を持ち、一丸となって地域と航空業界の発展に尽力して参ります。

(2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制 (規則第221条の6第2号)

① 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

ア) 安全確保に関する組織



イ) 安全管理体制組織の機能・役割

* 安全統括管理者

安全統括管理者は、会社の安全管理に係わる取り組みを統括的に管理する責任者であり、安全施策・安全投資等の重要な経営上の意志決定に直接関与します。

* 安全委員会

安全委員会は、安全施策を計画的に実施して事故の未然防止を図ることを主眼として、事故防止のための対策及び処置について検討するとともに、社員の安全意識の高揚に務め、会社の安全な状態を維持するために設置されます。

* 安全監査

安全監査は、安全統括管理者が指名する者を責任者として、年に1回適切な時期に会社の安全管理体制について内部調査を実施します。

ウ) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の人数

- * 航空機乗組員 : 16名
- * 整備従事者 : 16名
- * 運航管理担当者 : 19名 (航空機乗組員の兼務を含みます)

② 日常運航の支援体制

ア) 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係る定期訓練及び審査の内容

「運航規程審査要領：空航第58条」、「整備規程審査要領：空機第73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空機第68号及び第69号」に基づいて各規程を設定し、定期訓練及び審査を実施しています。

これらの通達については、国土交通省航空局のホームページをご覧ください。

イ) 日常訓練における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制

日常運航において問題が発生した場合、当該運航担当者は各部門で設定された報告書により部門長に状況を報告します。各部門でその内容を分析し、必要があれば各部門の安全ミーティングで再発防止措置・予防対策を実施します。会社全体で検討が必要な場合は安全会議で会社としての対策・処置を実施し、またSACC安全情報の配信を通じて社内に周知徹底し、安全運航を確保しています。

ウ) 安全に関する社内啓蒙活動等の取り組み

*安全会議

安全会議は、会社全体での安全に係る問題点及び必要な改善策を検討し、会社の安全管理体制の継続的な改善を図るための施策を決定します。

*各部門安全ミーティング

安全ミーティングでは、各部門単位で安全に関係する問題を討議し、改善策を検討しています。また各社員に対して安全意識の高揚のための安全教育を実施しています。自らの部門で解決できない問題点については安全会議の場の上申し、会社全体としての解決を図っています。

*SACC 安全情報

安全ミーティングで収集された情報を安全会議で検討し、周知徹底事項、改善事項、安全教育事項及びその他必要事項を掲載した SACC 安全情報を、毎月全社員に対し通知しています。

③ 使用している航空機に関する情報

機種	機数	座席数	年間平均飛行時間	導入開始	平均機齢
飛行機 2機					
C525A	2	9席	200時間	2010年	10年
ヘリコプター 6機					
AS355N	1	6席	140時間	1998年	21年
EC135P1	1	7席	100時間	1998年	21年
EC135T2	1	7席	100時間	2014年	14年
EC135P2+	1	7席	100時間	2009年	9年
A109SP	2	7席	100時間	2015年	3年

(3) 法第111条の4の規程による報告(規則第221条の6号第3号)

法第111条の4に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」(事故、重大インシデント及びその他安全上のトラブル)の発生状況

① 総件数 : 0件

② 主要な事態(安全上の重大性や社会的反響が大きかった事態)

概要 : 当該事項はありません。

対応状況 : 当該事項はありません。

- ③ トラブルの種類別、機種別、国内線・国際線の別の発生状況等、参考となるデータ

機種別 : 当該事項はありません。
国内線 : 0件

(4) 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置
(規則第221条の6号第4号)

- ① 3の航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置

当該事項はありません。

- ② 事業改善命令、嚴重注意その他文書による行政処分、行政指導を受けた場合の措置

当該事項はありません。

- ③ 1及び2以外に安全性向上のために講じた措置及び講じようとする措置がある場合には当該事項

当該事項はありません。

- ④ 輸送安全に関する目標達成度、安全に関する取り組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況を踏まえた当該事業年度における自社の輸送安全の状況に関する総括評価

平成29年度は航空機事故及び重大インシデントの発生はなく安全運航を継続できた事は、会社安全活動が有効に作用した結果であると考えています。ただしこれに安心する事なく更に会社安全活動を活発化させ、会社創立以来の無事故記録を継続させていかなければなりません。

安全活動の中でヒヤリハット報告の提出が大幅に伸び、初めて目標値を超えた事は大きな成果でした。しかしこれに慢心する事なく本年度も目標値の達成に積極的に取り組み、特に整備関係の提出増加に向けて対策を取らなければならないと考えます。

2カ所のドクターヘリ運航は事故等もなく順調に活動できましたが、時間が制約された運航の中でヒヤリハットレポートも数件提出されています。例え時間の制約があっても安全運航が確立できる手順、方法、運航要領等を構築し今後も無事故運航を継続していく所存です。

今年度も消防防災機の更新、MR O事業の開始等様々な事業計画が予定されて

いますが、安全運航を確立する上にそれらの事業は成り立っています。これを踏まえ社員一人一人が安全運航に真摯に向き合い、その先に会社事業の発展がある事を自覚し、安全運航の継続に最大限の努力してまいります。

⑤ 安全報告書の対象事業年度の翌年度における全社的な安全目標、各部門の具体的な取り組み

- ・ 航空事故及び重大インシデントの発生件数年間0件を目指します。
会社創立から継続している無事故運航記録を更新できた事は昨年度の最大の安全指標が達成できた証ですが、安全運航は航空会社としての責務であり、本年度も無事故運航記録を更新する事が会社としての最大の使命であるため安全目標値を発生0件として再度設定しました。
- ・ イレギュラー運航（安全上の支障を及ぼす事態）の発生件数0件を目指します。
※機材不具合が起因するものを除く。
昨年度は会社としてはイレギュラー運航発生件数0件でしたが、無事故運航記録の継続のためにも航空事故の前兆となるイレギュラー運航を発生させないよう安全目標値を発生0件として再度設定しました。
- ・ 外部機関で開催される安全セミナー、教育等に年間4件以上参加する事を目指します。
外部機関で実施される安全に係るセミナー及び教育等に積極的に参加し、そこで得た安全情報を会社にフィードバックする事で会社の安全レベルを更に高める事を目的として、外部講習への参加を目標とします。
- ・ 安全会議を年間12回（1回/月）開催する事を目指します。
安全会議は安全運航を確立するために根幹となる会議体であり、また会社トップの安全に対する姿勢を示す事ができる場でもあるので、安全目標値の年間12回開催を継続する事を目的として再度設定しました。
- ・ ヒヤリハットレポートを提出しやすい職場環境を構築し、年間30件以上のレポート提出を目指します。
昨年度は初めて安全目標値のレポート件数30件超えを達成できました。これは個々の社員が安全に対して積極的姿勢を示した結果であり、本年度もこの姿勢を維持するために安全目標値を提出件数30件として再度設定しました。

以 上